

中津川に住もう!

を応援します!!

中津川で新生活!!

令和3年4月1日現在

「新婚さん住まいる応援事業」と「東濃桧と飛驒の杉の家づくり支援事業」は、併せて利用できます!

最大100万円

新婚さん住まいる応援事業

..... 定住推進課

中津川市内で住宅を取得する新婚世帯を応援します。

補助の額

- ▶ 住宅の購入 (新築/建売/中古)・増築 **30万円**
- ▶ 新築住宅購入 **10万円加算**
- ▶ 市内に本社のある事業者との契約 **10万円加算**

最大
50万円

対象

- ▶ 令和3年3月1日以降に契約した住宅 (契約金額: 100万円超)
- ▶ 契約時に結婚5年以内の夫婦 (合計年齢が80歳以下または中学生以下の子どもがいること)



東濃桧と飛驒の杉の家づくり支援事業

..... 林業振興課

中津川市と高山市、両市の木を使った家づくりを応援する制度です。

補助の額

- ▶ 中津川市+高山市産材使用量
- 1㎡あたり
2万円
- ・新築: **最大50万円**
- ・増改築: **最大20万円**

条件

- ▶ 主な構造材使用量のうち全体の60%以上が中津川市及び高山市産材であること



その他の住宅に関する支援



＼ 自然のエネルギーを活用しよう! /

太陽光発電補助

..... 環境政策課

住宅用太陽光発電システムの設置に対し、システム設置費用の2.5%を補助します。(上限4kw)

※市内に事業所を置く事業者による設置工事なら5%

条件

- ▶ 1kwあたり、システム価格が50万円以下であること



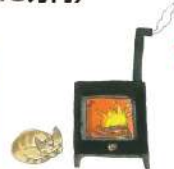
薪ストーブ・ペレットストーブ補助

..... 環境政策課

薪ストーブやペレットストーブの設置に対し、設置費用の3分の1を補助します。(最大10万円)

対象

- ▶ 市内に住んでいる方
- ▶ 市内の事業所



中津川に「住もう！」 を応援します!!

令和3年4月1日現在

空き家再生リフォーム補助

定住推進課

中津川市の空き家を賃貸住宅として活用する方への支援制度です。

補助の額

リフォーム工事に
かかった費用の **1/2**

最大 **40万円**

対象
工事

- ▶ 一戸建ての空き家を賃貸するためのリフォーム工事
- ▶ 店舗併用住宅は、店舗部分を賃貸するための自宅部分のリフォーム工事
※市内に事務所、事業所を有する法人又は個人事業者に依頼していること。

対象

- ▶ 空き家の所有者(個人)または、空き家の利用者(借主)でリフォーム工事をされる方

交付条件

リフォーム工事(リフォーム工書の契約を含む。)が行われ、
賃貸借契約が成立していること。

空き店舗活用支援事業

商業振興課

中津川市の空き店舗を活用して事業を行う方(個人・法人など)のための改修にかかる支援制度です。

補助の額

店舗の改修工事等に
かかった費用の **1/2**

最大 **50万円**

対象業種

- ▶ 小売業、飲食業、その他サービス業など (風営法に該当する業種などは除く。)

対象工事

- ▶ 事業を始めるための空き店舗のリフォーム工事
※市内に事務所、事業所を有する法人又は個人事業者に依頼していること。

対象

- ▶ 中津川市で空き店舗を活用し事業を行う、中津川市在住の方
※出店にあたり、商店街等の推薦、商工団体の指導による経営計画書の作成が必要です。

空き家家財道具等処分補助

定住推進課

空き家の家財道具等を処分する
方への支援制度です。

補助の額

補助対象経費の
合計金額の **1/2**

最大 **10万円**

対象

- ▶ 空き家情報バンクに登録された空き家の所有者
- ▶ 空き家情報バンクに登録を希望する所有者 (市が空き家情報バンクに登録できると判断した場合)
- ▶ 地域づくり組織が管理する空き家の所有者等

対象経費

- ごみ等の処分や家電リサイクル法に指定された家電製品の処分にかかる経費
- 仏壇等の撤去や家財の移設にかかる経費 ● 樹木の伐採、草刈にかかる経費 等

市営
住宅

U・イターン者用住宅

都市建築課

中津川市内のU・イターン者用住宅のある地域に
定住を希望する方が利用できる市営住宅です。

- ▶ 家賃 **3万円/月**
- ▶ 入居期間:原則5年
- ▶ 地域:神坂(神坂・馬籠)・阿木・加子母・山口・川上

対象

- ▶ U・イターン者住宅のある地域に定住を
希望する、年齢がともに40歳以下
のご夫婦または婚約者がいる方

その他の
住宅の支援メニュー

商業振興課
創業・第二創業支援補助

都市建築課
木造住宅耐震化助成制度

下水道課
合併処理浄化槽の設置に対する補助

※それぞれの制度は、この他にも必要な要件があります。詳しくはお問い合わせください。

〈 中津川市ではこの他にも医療・福祉・子育てについての制度が充実しています 〉

「中津川に住もう！」
お問い合わせはこちら

中津川市 定住推進部 定住推進課 TEL.0573-66-1111 (8:30~17:15 平日)
〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番1号

▶ 定住情報ポータルサイト「中津川に住もう！」 <https://www.nakatugawa.com>

